

(※)遺族とは、労働基準法施行規則第42条～第45条に定める遺族補償の範囲および順位によるものとします。なお同順位の方が2名以上となる場合には、そのうち最年長者を代表者として選定し、その方にお支払いします。

配当金

- 年金受取開始後に配当金が生じた場合、年金の増額(増加年金)にあてられます。
- 保険料払込期間中に配当金が生じた場合、積立金の積増にあてられます。
- 毎年の配当金の水準は、引受保険会社におけるお支払時期の前年度決算によって変動します。また、決算実績によっては、配当金をお受取りになれない場合もあります。
※年度途中で脱退される場合、その年度の配当金はお受取りになれません。

制度運営および引受保険会社

- 当制度は株式会社ブリヂストンが生命保険会社と締結した拠出型企業年金保険契約に基づいて運営します。
- この拠出型企業年金保険契約は以下の引受保険会社による共同取扱契約であり、事務幹事会社が他の引受保険会社から委任を受けて事務を行います。引受保険会社はそれぞれの引受割合(平成28年9月20日現在)に応じて保険契約上の権利を有し義務を負い、相互に連帯して責任を負うものではありません。なお、将来引受保険会社および引受割合は変更することがあります。

[引受保険会社]

- 日本生命保険相互会社(46%)(事務幹事会社)
- 第一生命保険株式会社(33%)
- 住友生命保険相互会社(21%)

なお、引受保険会社各社の配当実績等により、年金・一時金支払いの引受割合が上記の引受割合と異なる場合があります。

「ご相談窓口・指定紛争解決機関」につきましては、裏表紙をご確認ください。



この「注意喚起情報」は、ご加入または保険料の増額のお申込みの際に特にご注意いただきたい事項を記載しております。お申込み前に必ずお読みいただき、内容をご確認・ご了解のうえ、お申込みください。また、お支払事由等および制限事項の詳細やご契約の内容に関する事項その他詳細につきましては、「契約概要」等、当パンフレットの該当箇所をご参照ください。

クーリング・オフ

- この保険契約は、団体を契約者とする保険契約であり、ご加入または保険料の増額のお申込みにはクーリング・オフの適用はありません。

責任開始期

- 引受保険会社にご加入(保険料の増額)を承諾した場合、平成29年7月1日(加入日または増額日)から保険契約上の責任を負います。
- 引受保険会社の営業担当者・代理店等にはご加入または保険料の増額を承諾する権限がありません。

年金・一時金をお支払いしない場合等

- 次のようなとき、年金・一時金をお支払いできないことやご加入を継続できないことがあります。
 - (1)遺族一時金の受取人が故意に被保険者を死亡させたとき
 - ・その受取人が受取ることになっていた遺族一時金については、その受取人にはお支払いせず、被保険者の他の法定相続人にお支払いします。
 - (2)年金の継続受取人が故意に年金受給者を死亡させたとき
 - ・年金の継続受取人が受取ることになっていた年金については、その継続受取人にはお支払いせず、未支払いの年金原資を年金受給者の他の法定相続人にお支払いします。
 - (3)この保険契約全体の被保険者数が15名未満となったとき
 - ・引受保険会社はこの保険契約を解除することがあります。解除した場合、所定の払戻金をお支払いします。
 - (4)保険料が払込まれないまま猶予期間が経過したとき
 - ・保険契約者から保険料が払込まれないまま猶予期間が経過したときは、保険料の払込みが中止されたものとして取扱われ、遺族一時金の死亡加算はなくなります。
 - ・保険料の払込みが中止された後、払込みが再開されないまま3年を経過したとき、引受保険会社はこの保険契約を解除することがあります。解除した場合、所定の払戻金をお支払いします。

(5)ご契約時またはご加入時に保険契約者または被保険者に詐欺の行為があったとき

- ・この保険契約の全部またはその被保険者に関する部分が取消となる場合があります。取消となった場合、すでに払込まれた保険料は払戻しません。

(6)ご契約後、ご加入後または年金支払事由発生後に以下①～④のこの保険契約の存続を困難とする重大な事由が発生したとき

- ・引受保険会社は、この保険契約の全部またはその被保険者に関する部分を解除することがあります。解除した場合、所定の払戻金をお支払いします。ただし、以下の③の事由にのみ遺族一時金の受取人、年金の継続受取人だけが該当した場合で、複数の遺族一時金の受取人、年金の継続受取人のうちの一部の遺族一時金の受取人、年金の継続受取人が以下の③の事由に該当したときに限り、継続年金・遺族一時金のうち、その受取人にお支払いすることとなっていた継続年金・遺族一時金を除いた額を、他の遺族一時金の受取人、年金の継続受取人にお支払いします。

<重大な事由>

- ①保険契約者または受取人による年金を詐取する目的または他人に詐取させる目的での事故招致(未遂を含みます。)
- ②この保険契約の年金・一時金の請求に関する年金の受取人または継続受取人の詐欺(未遂を含みます。)
- ③保険契約者、被保険者、遺族一時金の受取人、年金の受取人または継続受取人が、次の(ア)～(オ)のいずれかに該当するとき
 - (ア)暴力団、暴力団員(暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者を含みます。)、暴力団準構成員、暴力団関係企業その他の反社会的勢力(以下「反社会的勢力」といいます。))に該当すると認められること
 - (イ)反社会的勢力に対して資金等を提供し、または便宜を供与する等の関与をしていると認められること
 - (ウ)反社会的勢力を不当に利用していると認められること
 - (エ)反社会的勢力により企業等の経営を支配され、またはその経営に反社会的勢力による実質的な関与を受けていると認められること

(オ)その他反社会的勢力と社会的に非難されるべき関係を有していると認められること

- ④上記①②③の他、引受保険会社の保険契約者、被保険者、遺族一時金の受取人、年金の受取人または継続受取人に対する信頼を損ない、この保険契約の存続を困難とする上記①②③の事由と同等の重大な事由

積立金額(脱退一時金額)等

- 積立金額(脱退一時金額)および遺族一時金額は、積立期間によっては、払込保険料の合計を下回ることがあります。

基礎率(予定利率・予定死亡率等)の変更

- 引受保険会社は、金利水準の低下その他の著しい経済変動等、この保険契約の締結の際予見しえない事情の変更により特に必要と認めた場合には、保険業法および同法に基づく命令の定めるところにより、主務官庁に届け出たうえで基礎率(予定利率・予定死亡率等)を変更することがあります。

制度内容の変更

- 株式会社ブリヂストンの福利厚生制度の変更等により、制度内容が変更される場合があります。また、これに伴い、給付内容、加入資格等が変更される場合があります。

生命保険契約者保護機構

- 引受保険会社各社は、生命保険契約者保護機構に加入しています。引受保険会社各社の業務もしくは財産の状況の変化により、年金額・一時金額等が削減されることがあります。なお、生命保険契約者保護機構の会員である生命保険会社各社が経営破綻に陥った場合には、生命保険契約者保護機構により、保険契約者保護の措置が図られることとなります。ただし、この場合にも、年金額・一時金額等が削減されることがあります。
- 保険契約者保護の措置の詳細については、生命保険契約者保護機構までお問合せください。

(お問合せ先)
生命保険契約者保護機構
 TEL 03-3286-2820
 月曜日～金曜日(祝日、年末年始を除く)
 午前9時～正午、午後1時～午後5時
 ホームページアドレス <http://www.seihohogo.jp/>

年金・一時金のお支払いに関する留意事項

- お支払事由が発生する事象、年金・一時金をお支払いする場合またはお支払いしない場合等については、当パンフレットに記載しておりますので、ご確認ください。年金・一時金のご請求は、株式会社ブリヂストン経由で行っていただく必要がありますので、年金・一時金のお支払事由が生じた場合、すみやかに株式会社ブリヂストンのご相談窓口にご連絡ください。
- ご請求に応じて、年金・一時金をお支払いする必要がありますので年金・一時金のお支払事由が生じた場合だけでなく、年金・一時金のお支払いの可能性があると思われる場合や、お支払いに関してご不明な点が生じた場合等についても、すみやかに株式会社ブリヂストンのご相談窓口にご連絡ください。
- 年金・一時金のお支払事由が生じた場合、ご加入の契約内容によっては、他の年金・保険金等のお支払事由に該当することがありますので、ご不明な点がある場合等には、すみやかに株式会社ブリヂストンのご相談窓口にご連絡ください。

「ご相談窓口・指定紛争解決機関」につきましては、裏表紙をご確認ください。

この「制度の詳細とその他取扱い」は、「契約概要」・「注意喚起情報」にてご説明した重要な事項の詳細説明や税務上のお取扱い等を記載しております。お申込み前に必ずお読みいただき、内容をご確認・ご了解のうえ、お申込みください。また、「契約概要」・「注意喚起情報」は、お申込みにあたっての重要な事項を記載しておりますので、あわせて必ずご確認ください。

給付額試算表

保険料払込期間満了後の給付額は保険料払込期間満了時の積立金額に基づいて計算しております。

※確定年金以外の給付額は性別により異なります。記載の給付額は男性の場合の金額です。

月払 10口 10,000円、半年払 10口 100,000円加入の場合(性別：男性 保険料払込期間満了年齢：60歳)

月払

積立期間 (年)	払込保険料 累計額 (円)	積立金額 (脱退一時金額) (円)	年金受取プラン	
			10年確定年金 基本年金月額 (円)	15年保証期間付 終身年金 基本年金月額 (円)
1	120,000	118,500	1,000	400
2	240,000	238,200	2,000	900
3	360,000	359,200	3,100	1,400
4	480,000	481,500	4,200	1,900
5	600,000	605,100	5,300	2,400
6	720,000	730,000	6,400	2,900
7	840,000	856,300	7,500	3,400
8	960,000	983,900	8,600	3,900
9	1,080,000	1,112,900	9,700	4,500
10	1,200,000	1,243,300	10,900	5,000
15	1,800,000	1,917,000	16,800	7,700
20	2,400,000	2,628,200	23,000	10,600
25	3,000,000	3,379,300	29,600	13,700
30	3,600,000	4,173,000	36,500	16,900
35	4,200,000	5,011,900	43,900	20,300
40	4,800,000	5,898,600	51,700	23,900

